# 第9章 東京下水道の歴史

## 第9章 東京下水道の歴史

東京の下水道の歩みには、1世紀に及ぶ紆余曲折の歴 史があります。

明治5年2月、銀座から築地にかけて100haに近い区域を焼野原にする大火があり、これが東京の都市計画のきっかけとなりました。翌年から新しい街づくりの工事が始まり、明治10年、赤レンガとセメントのモダンな銀座通りが生まれました。この時、以前からあった道路両側のドブも、洋風の溝きょに改造されました。

一方、明治10年頃から都市部を中心にコレラの流行があり、全国で13,710人の患者が出ました。これは衛生施設の不備が原因であるとして、下水道の必要性が認識されるようになり、東京府は、明治17~18年に神田の一部にレンガ積み暗きょの下水道を敷設しました。いわゆる「神田下水」で、これが東京の近代的下水道の始まりです。

明治33年に下水道法が制定され、明治41年には旧東京市15区内を計画区域とする、「東京市下水道設計」が策定され、東京で最初の本格的な下水道基本計画ができました。

この計画は、今日の東京の下水道の基礎となっており、雨水の排除による浸水の防除と、汚水の排除による生活環境の改善を考慮したものでした。その後、下水を処理して川や海へ放流するようになり、トイレの水洗化が可能になりました。

関東大震災を契機に「東京市下水道設計」は計画区域の拡大等の再検討を受け「東京都市計画東京市下水道設計」と改められました。一方、昭和5年に東京府は郊外を対象として「東京都市計画郊外下水道設計」を計画決定しました。また、各町村は必要に応じて個別に計画をたてて下水道事業を実施していました(「12町下水道計画」)。

昭和7年には東京市の市域拡大に伴い、これら3計画 を東京市が東京府や各町村から引継ぎ、昭和25年には 「東京特別都市計画下水道」として統合されました。 これは現在の区部下水道事業の基本となっています。

昭和33年には新下水道法が制定され、下水道事業は 国の重点事業として実施されるようになりました。そ の後、経済復興と高度経済成長に伴い水質汚濁が進行 したため、昭和45年のいわゆる「公害国会」で下水道 法が一部改正され、公共用水域の水質保全に寄与する ことも下水道の役割とされました。

これらの経過を通して、東京都区部の普及事業は着 実に進み、平成6年度末、100%普及概成に至りました。 なお、神田下水は110年余を経た現在でも、下水道施 設として機能しています。平成6年3月、「神田下水」 は東京都指定史跡となりました。

#### 〔明 治〕

- 21年 「東京市区改正条例」公布「東京市区改正委員 会」を設置
- 22年 市区改正委員会のもとに「上水下水設計調査委員」を設置し最初の設計案を作成 排水人口151万人 東京15区を3つの区域に分割 分流式を採用 計画の実施は経費の都合から上 水道に先を譲ることになり延期
- 25年 (1892年) この頃 ロンドンでは沈殿処理と化 学処理による最初の処理場が完成
- 32年 上水道工事がおおよそ完成したので再び下水道 の測量と調査を開始
- 33年 下水道法・汚物掃除法を制定
- 41年 4月 中島鋭治博士の下水道設計案に若干の修正を加え「東京市下水道設計」告示計画人口300万人 排水面積5,670ha 全市を3区に区分 合流式を採用 これが東京の下水道の基礎となる
- 42年 11月 「下水道施設調査委員会」を設置
- 44年 東京市役所内に「下水改良事務所」を設置

### [大正]

- 2年 「東京市下水道設計」第1期工事として第2区(今の三河島処理区)着工
- 3年 第一次世界大戦開戦 財政面等で事業停滞
- 9年 第2期工事として第1区 (今の芝浦処理区) 着工
- 10年 「東京市下水道条例」を制定
- 11年 3月 三河島汚水処分場の運転開始
- 12年 第1期工事ほぼ完了
  - 9月 関東大震災 これまでの建設工事をすべて一旦打ち切り

新たに「帝都復興計画」に基づく整備を開始 第1期・第2期工事の残りのほか本所・深川両区 (今の砂町処理区)を対象とする第3期工事を開始 山の手では浸水対策として「継続都市計画 速成工事」を開始

- 13年 市街地の発展に伴い「東京市下水道設計」を設 計変更、「東京都市計画東京市下水道設計」と 改める
- 14年 「受益者負担金制度」を採用(のち廃止)
- 15年 「土木局下水課」発足

[昭和]

- 3年 (1928年) この頃 ロンドンでは活性汚泥方式 による最初の処理場が実用運転
- 4年 12月 木場ポンプ所の運転開始
- 5年 2月 砂町汚水処分場の運転開始
  - 3月 「東京都市郊外下水道」計画決定
  - 3月 銭瓶町ポンプ所の運転開始
- 6年 3月 芝浦汚水処分場の運転開始
- 7年 隣接5郡82町村が市域に編入 町村下水道事業 を東京市に編入 旧市域は「継続都市計画完成 下水道改良事業」として事業実施 新市域は「継 続郊外下水道改良事業」として事業実施
- 8年 「東京市下水道設計」を計画変更 さらに設計 変更 3つの排水区 総面積6,992ha 下水道管 延長1,721km
- 11年 下水道管延長1,588km・7ポンプ所・3処理場となり管理費は100万円を突破 震災復興などの公債費や軍事経費の増加で窮乏していた市財政を 圧迫下水課は土木局から水道局に移管 水道益 金繰入れなどにより財源の打開
- 16年 第二次世界大戦開戦
- 18年 下水道使用料の徴収開始
- 19年 戦局の急迫により下水道工事はすべて打ち切り 当時の普及状況は旧市域の80%と新市域の一部 下水道管延長は1,948km・10ポンプ所・3処理場
- 20年 終戦 第二次世界大戦により市街地の排水設備 を設置した家屋が8割焼失 公共下水道そのも のの被害は思ったより軽微 戦後の復興工事は 昭和24年までにほぼ完了
- 24年 キティ台風のため砂町汚水処分場が全面的に浸水 大きな被害を受けたが翌年には復旧
- 25年 7月 旧市域と旧郊外の計画を統合した「東京特別都市計画下水道」を決定 東京の下水道計画の一元化が実現 戦後の拡張計画の土台ができる 計画人口630万人 区部の大部分(36,155ha)を6つの排水系統(芝浦・三河島・砂町・小台・落合・森ヶ崎)に区分 30年間で事業費540億円
- 27年 首都建設法に基づく首都建設緊急5か年計画を 策定 下水道も重点施設になる 地方公営企業 法の全面適用
- 28年 10月 「東京特別都市計画下水道」のうち緊急 施行部分を「東京特別都市計画下水道事業」として認可事業費約90億円
- 30年 町屋ポンプ所の運転開始
- 31年 都市計画税の創設により一般会計繰入金が増加 起債収入もやや拡大の傾向を示し拡張事業もよ

うやく活発になる

- 32年 首都圏整備法に基づく「下水道拡張10か年計画」 を策定 総事業費366億円で41年度までに区部 普及率28%をめざす
- 33年 新下水道法制定
- 34年 区部人口800万人を突破し下水道の必要性が高まる 32年に策定した下水道拡張10か年計画を改訂 事業費650億円 普及目標42%

12月 下水道本部が発足

- 36年 1月 東京の急激な発展に伴い既計画を全面的 に改定 23区全域を対象とする整備計画を庁議 決定 計画人口1,000万 9排水系統(新たに小 菅・葛西・新河岸が加わる) 総事業費2,300 億円
- 37年 3月 庁議決定に基づき昭和25年決定の「東京 特別都市計画下水道」と28年決定の「東京特別 都市計画下水道事業」を変更 昭和45年度まで に区部70%の普及をめざす
  - 4月 下水道局発足
  - 4月 小台処理場の運転開始
  - 7月 「東京都下水道事業計画」を作成 汚水 排出量の増大その他の理由から2,300億円計画 を3,100億円計画に改訂 昭和48年度までに区 部100%の普及を目標とする
- 38年 2月 上記100%計画のうち昭和45年度までに 区部80%の普及を図る計画を「東京都長期計画」 に盛り込む
  - 7月 千住ポンプ所の運転開始
- 39年 2月 区部100%計画のすべてにわたる都市計 画決定が終了
  - 3月 落合処理場の運転開始 二階層式沈殿池 の採用
  - 5月 落合処理場で日本初の処理施設上部公園 開園
  - 8月 三河島処理場で水道局南千住浄水場に工業用の原水として処理水の供給開始
  - 8月 隅田川水質基準告示
  - 12月 荒川以東と練馬区の大部分及び板橋区の 一部のうち急を要する4,810haの地域に対する 事業化を決定
- 40年 1月「第1次下水道整備5箇年計画」閣議決定 4月 下水道料金に最低料金付均一従量制を採 用
- 41年 4月 (旧) 浮間処理場・志村ポンプ所の運転 開始 森ヶ崎処理場で雨水排除を開始
  - 7月 都の中期事業計画として「基幹的重要事業実施計画」を庁議決定 昭和43年度末目標普

及率40%

- 42年 2月 経済企画庁「首都圏における都市河川の 水質基準」告示 水質基準が23区全域で定めら れる
  - 4月 私道排水設備工事の助成制度を開始
  - 4月 森ヶ崎処理場の運転開始
  - 5月 小台処理場に東京で初めての汚泥焼却炉 (立型多段炉能力100 t / 日) が完成
  - 6月 下水道法一部改正(行政一元化)
  - 6月 下水道整備緊急措置法施行(下水道整備 5 箇年計画)
  - 7月 東雲ポンプ所の運転開始
  - 8月 公害対策基本法施行
- 43年 5月 新しい都市計画法成立
  - 5月 平和島ポンプ所の運転開始
  - 6月 多摩川流域下水道建設事業を都が行うことを決定(都首脳部会議)下水道局流域下水道 事業のはじまり
  - 7月 下水道法による築造認可の事業対策区域 面積を43,276haに変更
  - 12月 「東京都中期計画—1968年」発表
- 44年 2月 「第2次下水道整備五箇年計画」閣議決定 12月 武蔵野・三鷹両市の下水処理(一部)を 受託
- 45年 6月 都市主要河川の公害対策基本法に基づく 水質環境基準の類型指定を閣議決定 10月 下水道法施行令改正 シアン・アルキル
  - 水銀・カドミウム等重金属類の排水規制開始 12月 公害国会 公害対策基本法・下水道法改 正 公共用水域の水質の保全に資することを下 水道法に明記
- 46年 3月 南多摩処理場の運転開始
  - 8月 多摩川浄化対策として仙川の全流量6万 m<sup>3</sup>/日を多摩川幹線で受水し森ヶ崎処理場で 処理を開始
  - 8月 「第3次下水道整備五箇年計画」閣議決定 9月 三河島処理場で活躍したパドル式ばっ気 槽を撤去
- 47年 4月 区に下水道管の建設工事を委託(目黒・大田・世田谷・板橋・練馬の各区 48年に足立・ 葛飾・江戸川を追加)
  - 10月 東京都下水道条例を一部改正(悪質下水の規制開始)
  - 12月 公害対策基本法に基づき「東京地域公害防止計画」(昭和47~56年度)を発表
  - 12月 中川処理場・荒川右岸東京流域下水道を 計画決定

- 48年 4月 前処理料金制度廃止 個別発生源での除 害施設設置の指導強化に方針転換
  - 6月 北多摩一号処理場の運転開始
  - 6月 小菅処理場で雨水ポンプが先行して運転 開始
  - 9月 「下水汚泥海洋還元調査委員会」設置 汚 泥海洋還元の影響を調査するが反対運動により 中断
  - 10月 東京都専門委員(下水道問題担当)が最終報告「東京都と下水道」を知事に提出
  - 10月 下水道料金免除の排水限度量を10m³に 引き上げ
- 49年 2月 南多摩処理場の汚泥焼却炉で初めて流動 式を採用
  - 4月 三河島処理場施設上部に公園が開園
  - 5月 森ヶ崎処理場に高度処理実験施設(急速砂ろ過)完成
  - 7月 流域下水道本部設置
  - 9月 新河岸処理場の運転開始(浮間処理場を 併合) 深層ばっ気槽の採用
  - 12月 荒川以東の都市計画変更決定 下水道必要面積は53,496haとなる
- 50年 1月 小台処理場消化槽爆発事故発生
  - 3月 森ヶ崎処理場東処理施設の運転開始
  - 7月 本田ポンプ所の運転開始
  - 8月 日本下水道事業団発足
  - 9月 従量逓増制料金体系を採用
  - 12月 南多摩処理場高度処理実験施設(高速凝 集沈殿、急速砂ろ過)が通水を開始
- 51年 5月 下水道法改正 直罰制度を導入
  - 6月 47年の下水道条例改正以来初めての排水 一次停止処分(排水基準違反)
  - 7月 荒川以西の都市計画を変更 下水道必要 面積は53,827ha
  - 7月 東小松川ポンプ所・西小松川ポンプ所の 運転開始
  - 8月 「第4次下水道整備五箇年計画」閣議決定 昭和55年度末区部目標普及率75%
  - 10月 損傷負担金制度スタート
- 52年 3月 下水汚泥処理調査会発足
  - 3月 下水道条例を一部改正 排水規制を強化 し、水質管理責任者制度を導入
  - 5月 梅田ポンプ所の運転開始
  - 6月 小菅処理場の運転開始
  - 6月 「暫定分流方式(仮称)の調査検討委員 会」設置 呑川流域など河川改修が進まない地 域で暫定分流方式導入

- 11月 南多摩処理場で下水汚泥コンポスト化実験設備稼働
- 12月 「下水汚泥資源利用協議会」発足 地方 自治体・学識経験者などによる情報交換
- 53年 4月 下水道料金改定
  - 5月 多摩川上流処理場の運転開始
  - 6月 水質汚濁防止法を一部改正 閉鎖性水域 における水質総量規制制度を開始
  - 7月 ミキシングプラントの運転開始 脱水汚泥と焼却灰を混練り処理
- 54年 3月 南部汚泥処理プラント都市計画決定
  - 6月 「化学的酸素要求量に係る総量削減基本 方針」決定 CODが総量規制の対象となる 12月 下水汚泥処理調査委員会が「下水汚泥の 処理処分等について」を答申 下水汚泥の資源 化再利用の方策を提言
- 55年 2月 局に「省資源・省エネルギー対策会議」 設置
  - 3月 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合 計画」決定
  - 5月 南多摩処理場に汚泥コンポスト化工場の 運転開始
  - 10月 「中野処理場」都市計画決定
  - 11月 公営企業等財政再建委員会が「東京都公 営企業等財政再建の方策」を答申 新財政健全 化計画(昭和56~58年度)を策定
- 56年 1月 「'81東京都総合実施計画」 昭和56 ~58年度に事業費7,450億円で区部普及率80% をめざす
  - 1月 「蔵前処理場」都市計画決定
  - 2月 「新河岸東処理場」・「東部汚泥処理プラント」都市計画決定
  - 4月 下水道料金改定
  - 7月 全処理場に水質総量規制適用に伴い実測開始
  - 7月 集中豪雨で1万棟を越す家屋が浸水 災害救助法適用
  - 8月 メタンガス防災対策委員会が「下水道管 の建設時における地層中のメタンガスに対する 対策について」答申
  - 9月 葛西処理場の運転開始
  - 10月 台風24号により4万棟を越す家屋が浸水 昭和60年までに総事業費420億円で神田川流域 など7地区を対象とした「緊急雨水対策事業」を 策定
  - 11月 清瀬処理場の運転開始
  - 11月 「小台浄化センター」・「秋川処理区」

- 都市計画決定
- 11月 「第5次下水道整備五箇年計画」閣議決定昭和60年度末区部目標普及率83%
- 57年 1月 雨水再整備計画策定 芝浦・三河島・砂町・ 小台の全域と森ヶ崎・新河岸の一部 (19,200ha) の雨水流出係数を見直し 施設計画の拡充 ポ ンプ排水区域の見直しを実施
  - 3月 砂町処理場での「し尿処理」受託終了
  - 3月 昭和56年度末多摩地区の下水道普及率 50%突破
  - 8月 芝浦・砂町両処理場が水処理センターに 名称変更
  - 11月 「下水道事業100年記念」式典開催
  - 11月 練馬区・板橋区と「雨水流出抑制型下水道」の施行に伴う「雨水施設の管理者に関する協定」を締結 白子川・石神井川流域で雨水流出抑制型下水道方式導入
  - 12月 「東京都長期計画ーマイタウン東京 2 1 世紀をめざして」 昭和60年代区部下水道100% 達成をめざす
- 58年 3月 「汚泥の燃料化」のパイロットプラント 試運転開始
  - 6月 森ヶ崎処理場が水処理センターに名称変 更
  - 7月 建設省レーダ雨量計に基づく「降雨情報 システム」稼働
  - 8月 小台処理場で軽量細粒材(スラジライト) 設備の運転開始
  - 8月 既成市街地として初めての完全分流処理 の告示(足立区竹の塚三丁目)
  - 10月 汚泥処理専用基地「南部スラッジプラント」の運転開始
  - 10月 東京都上下水道財政調査会が知事に「下 水道料金体系及び費用負担区分のあり方」を報 告 雨水・汚水の負担区分の見直しを提言
  - 10月 「'83東京都総合実施計画」(昭和50~60 年度)総事業費7,110億円で区部普及率83%をめ ざす
  - 11月 森ヶ崎水処理センターで「接触脱りん法」の実証実験開始
- 59年 3月 雑司が谷庁舎完成
  - 3月 58年度末下水道普及率 区部80%·多摩 地域57% 都全体73%
  - 4月 中川処理場の運転開始
  - 4月 篠崎ポンプ所の運転開始
  - 5月 下水道料金改定
  - 5月 雑司が谷庁舎に公文書室を設置

- 6月 新小岩ポンプ所運転開始
- 8月 東京都下水道サービス㈱が発足
- 8月 多摩川上流処理場の処理水を利用して野 火止用水に清流が復活
- 10月 新宿副都心水リサイクルモデル事業として「水リサイクルセンター」が通水開始 超高層ビルに水洗トイレ用水を供給
- 10月 「'85 東京都総合実施計画」 (昭和60 ~62年度) 総事業費7,160億円で区部普及率87% をめざす
- 60年 4月 「情報開示制度」が発足 光ディスクを 導入し情報提供に対応
  - 4月 南部スラッジプラントと森ヶ崎水処理センターを結ぶ連絡施設が海底ドッキング
  - 12月 秋川市・五日市町・日の出町で流域関連 公共下水道を着手
- 61年 4月 下水道台帳情報システム (SEMIS) が稼働
  - 4月 後楽ポンプ所の運転開始
  - 6月 第二建設事務所を廃止 第二整備拡充事 務所・練馬工事事務所が発足
  - 6月 中川処理場の水処理施設上部に初の都立 公園がオープン
  - 6月 下水道管内に光ファイバーケーブルを導入(梅田ポンプ所排水区域内)
  - 8月 多摩川上流処理場の処理水を利用して玉 川上水に清流を復活
  - 10月 ビルピット指導要綱施行
  - 10月 「第二次東京都長期計画ーマイタウン東京 21世紀への新たな展開」策定
- 62年 1月 下水道管内に光ファイバーケーブルを敷 設する試作ロボットを開発(1号機)
  - 1月 下水処理水熱利用システム(アーバンヒート)落合処理場に完成
  - 3月 61年度末下水道普及率 区部85% **多**摩 地域67% 都全体80%
  - 4月 局開設25周年
  - 4月 落合処理場にせせらぎの里公苑がオープン 落合処理場に高度処理施設(急速砂ろ過)が完成
  - 10月 小松川ポンプ所の運転開始 雨水貯留池 を初めて併設
  - 10月「'87東京都総合実施計画」(昭和62~64 年度)総事業費7,830億円で区部普及率91%をめ ざす
- 63年 6月 東京域レーダ雨量計システム(東京アメ ッシュ500)が開局

- 7月 中川処理場内に建設残土改良プラントが 稼働
- 7月 共同研究実施要綱を制定
- 10月 小台処理場の消化ガス発電設備の運転開始
- 11月 「'89東京都総合実施計画」策定

#### [平 成]

- 元年 3月 北区王子本町二丁目公園地下に横引型ス ワール分水槽が完成
  - 3月 多摩川上流処理場の処理水を利用して千 川上水に清流を復活
  - 3月 首都高速道建設のため小台処理場軽量細 粒材(スラジライト)設備の運転休止
  - 4月 多摩川上流処理場に多摩川ふれあい水族 館オープン
  - 4月 北多摩二号処理場の運転開始
  - 6月 「消費税法」の施行に伴い下水道料金改 定
  - 6月 浜町第二ポンプ所・吾嬬第二ポンプ所の 運転開始
  - 10月 知事の諮問機関「21世紀の下水道を考える懇談会」を設置
  - 10月 森ヶ崎水処理センターの処理水を大田清掃工場へ供給開始
  - 11月 後楽~湯島ポンプ所間の光ファイバーケーブル敷設工事が完成
- 2年 4月 南部スラッジプラント汚泥燃料化施設の 運転開始
  - 8月 組織の改正と事務所所管区域の変更 8 管理事務所5建設事務所に
  - 10月 「21世紀の下水道を考える懇談会」知事に報告書を提出
  - 11月 「第三次東京都長期計画―マイタウン東京21世紀をひらく」策定
- 3年 3月 本局部門が新都庁舎へ移転
  - 7月 南部スラッジプラントメトロレンガ施設の運転開始
  - 10月 マンホール新デザイン決定
  - 11月 「'91東京都総合実施計画」策定 平成5年度区部普及率98%をめざす
- 4年 3月 3年度末下水道普及率 区部95% 多摩 地域80% 都全体90%
  - 5月 東京下水道エネルギー㈱設立
  - 7月 「第二世代下水道マスタープラン」策定 普及後の下水道事業の基本構想を示す
  - 10月 宮沢首相が多摩川上流処理場視察

- 11月 浅川処理場・八王子処理場の運転開始
- 12月 「'93東京都総合実施計画」策定
- 5年 4月 北多摩一号処理場に焼却灰圧縮焼成ブロック(メトロレンガ)施設の運転開始
  - 4月 東金町ポンプ所の運転開始
  - 6月 桜橋第二ポンプ所の運転開始
  - 7月 落合処理場膜ろ過(逆浸透膜)設備の運 転開始
  - 12月 熊の木ポンプ所の運転開始
- 6年 1月 「下水道財政計画」策定
  - 3月 「神田下水」東京都指定史跡に指定
  - 6月 下水道料金改定
  - 6月 稲城ポンプ所の運転開始
  - 7月 文京区後楽一丁目地区の地域冷暖房事業
  - 開始 後楽ポンプ所の未処理下水を熱源
- 7年 1月 阪神淡路大震災 3次にわたり支援隊を派遣
  - 3月 落合処理場の処理水を利用して城南三河 川(渋谷川(古川)・目黒川・呑川)に清流を 復活
  - 3月 6年度末下水道普及率 区部100%普及概成 多摩地域85% 都全体95%
  - 3月 区部下水道100%普及概成記念式典開催
  - 7月 中野処理場の運転開始
  - 9月 有明処理場完成(全量A<sub>2</sub>O法採用)
  - 11月 東京都総合3か年計画「とうきょうプラン '95| 策定
- 8年 2月 有明地区で再生水利用事業開始
  - 3月 再生水利用事業 中野坂上地区へ拡大
  - 4月 区部下水道整備状況の指針「NEXT」 発表
  - 4月 組織の改正と建設事務所所管区域の変更
  - 4月 南部スラッジプラント軽量細粒材施設の 運転開始
  - 7月 下水道国際シンポジウムを開催
- 9年 4月 東部汚泥処理プラント・白鬚西ポンプ所の運転開始
  - 4月 有明処理場見学説明室(現 虹の下水道館)開館
  - 6月 下水道料金改定(消費税5%)
  - 10月 品川駅東口地区で再生水利用事業開始
  - 11月 東京都下水道事業経営検討委員会「今後の下水道料金のあり方」報告
- 10年 1月 東京都区部下水道事業財政計画及びこれ からの下水道事業の展開を策定
  - 3月 芝浦処理場の汚泥を全量南部スラッジプラントへ送泥

- 4月 組織の改正
- 6月 下水道料金改定
- 10月 大崎地区で再生水利用事業開始 芝浦処 理場から供給
- 11年 2月 「東京都下水道局環境方針」を決定
  - 4月 組織の改正と事務所所管区域の変更
  - 4月 経営管理会議を設置
  - 4月 「東京都水循環マスタープラン」策定
  - 4月 建設CALS運用開始
  - 4月 「東京都下水道局新積算システム (SE
  - ES) | 運用開始
  - 4月 東尾久浄化センターの運転開始
  - 7月 有明・落合及び中野の各処理場が ISO
  - 14000の認証を取得
  - 10月 「ISO14000認証取得拡大化計画」 策定
- 12年 1月 「東京都情報公開条例」施行
  - 1月 ダイオキシン類対策特別措置法及び改正 下水道法施行
  - 3月 雨水整備クイックプラン策定
  - 4月 東糀谷ポンプ所の運転開始
  - 4月 多摩川マンホール新デザイン決定
  - 4月 汚泥焼却灰入りヒューム管等の採用開始
  - 4月 ISO9000認証取得を入札条件とした発注を土木工事で試行
  - 5月 地下空間浸水対策検討会「地下空間における緊急浸水対策の取り組みについて」報告
  - 6月 区部下水道事業に「行政評価制度」導入
  - 7月 世界で始めて先行待機型の大型ポンプの 無注水化に成功
  - 8月 下水道局新キャラクター愛称「アースくん」に決定
  - 9月 三宅島火山活動による災害復旧対策支援として職員を派遣
  - 9月 「江戸の水文化を甦らせた下水道整備・隅田川」「城南三河川及び玉川上水などの清流復活事業」が「甦る水100選」に認定される
- 13年 1月 白色固形物流出抑制緊急対策を実施
  - 2月 「水環境を守る下水道(東京都下水道局環境会計)」を作成
  - 3月 合流改善クイックプランと再構築クイックプランを策定
  - 3月 下水道管の敷設年度とふたの所在地を特定できる新型標準マンホールふたの設置開始
  - 3月 「下水道構想2001」の策定 50年先 を展望したこれからの事業の取組方針と行動戦 略を示す

- 4月 新河岸東処理場の運転開始(全量A<sub>2</sub>O 法採用)
- 4月 多摩都市整備本部から受託していた南多 摩処理場を下水道局に移管
- 4月 蔵前水の館開館
- 5月 流域下水道事業に行政評価と環境会計を 導入
- 6月 浸水対策強化月間を実施
- 7月 下水道法施行令改正(ほう素、ふっ素の 下水排除基準の新設・強化)
- 8月 「排水なんでも相談所」を指定事業者の 協力店に開設
- 11月 新降雨情報システム「東京アメッシュ」 稼働
- 11月 統一キャンペーン「油・断・快適!下水 道」を実施 都民に白色固形物対策の協力を要 請
- 12月 葛西処理場にNaS電池(ナトリウム・ 硫黄電池)実用導入 夜間電力の活用でコスト 削減
- 14年 3月 多摩地域の下水道事業運営の効率化方策 をあきらかにした「多摩地域の下水道事業のあ り方」を策定
  - 4月 「新砂三丁目地区地域冷暖房事業」を開始 砂町水処理センターの処理水及び汚泥焼却 廃熱 (洗煙水)の活用
  - 4月 「東京アメッシュ」インターネット公開 4月 局全体を統合した東京都下水道局環境マネジメントシステム(愛称:エコ・スクラム) の運用開始
  - 5月 下水道台帳閲覧室を中部管理事務所に開 設
  - 7月 「東京アメッシュ」を携帯電話に配信開始
  - 10月 下水道事業として日本初となる P F I 、「森ヶ崎水処理センター常用発電事業」の事業 契約を締結
  - 11月 汐留地区で再生水利用事業開始
  - 12月 局全体でISO14000認証取得
- 15年 1月 中川建設残土改良プラントを更新工事し、「土づくりの里」として稼働
  - 3月 三河島処理場旧主ポンプ室が東京都指定 有形文化財に指定
  - 4月 「地域に愛される下水処理場検討委員会」 の開催
  - 4月 流下貯留型雨水ポンプ施設を持つ、新河 岸東右岸ポンプ室の運転開始

- 5月 下水汚泥の焼却灰を土木用建設資材の原料に再生させる「スーパーアッシュ東京都下水道局(粒度調整灰)製造施設」の運転開始
- 6月 多摩川の自然環境に配慮した雑色ポンプ 所の運転開始
- 7月 お台場海浜公園で海域浄化実験を環境局、 港湾局と連携し開始 海水浄化プラントの性能 確認や生態系への影響調査などを実施
- 7月 汐留地区で芝浦処理場からの再生水を用いた散水実験を開始
- 7月 下水処理場にかわる新名称募集表彰式 最優秀賞「水再生センター」
- 10月 全国の自治体に先駆け、中堅技術者へ経 営感覚を育成させる研修として「技術経営(M OT)」を導入
- 16年 2月 局事業の現状と課題を踏まえて、「下水 道事業経営計画2004(区部・流域)」を策 定 平成16年度から18年度までの3年間の局事 業の指針
  - 2月 平成15年度の包括外部監査結果が第一回 都議会定例会にて報告 指摘意見数は局42件、 監理団体18件 局は「包括外部監査改善計画推 進会議」を設置し一層の改善を図る
  - 4月 地域に愛され親しまれる処理場をめざし「水再生センター」に名称を変更 これにあわせて「新河岸東」から「浮間水再生センター」へ、「小台」から「みやぎ水再生センター」へ変更
  - 4月 森ヶ崎水再生センターにおいて、下水道 としては国内初のPFIによる常用発電事業を 開始
  - 4月 北部第一管理事務所豊島出張所を東京都下水道サービス㈱に業務委託、今まであった30 出張所が1区1出張所の23出張所になる
  - 4月 北多摩一号水再生センターの高度処理施設の運転開始 これにより流域7水再生センター全てにA<sub>2</sub>O法導入(一部施設)
  - 5月 わが国初の流域下水道による雨水幹線事業として多摩川上流雨水幹線が開通
  - 7月 「減水量相談窓口」を設置
  - 9月 下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン2004」を策定
  - 9月 3つの「新クイックプラン」を策定(雨水整備、再構築、合流改善)
  - 11月 新潟中越地震発生、支援隊を派遣
- 17年 2月 下水道局初の電子入札を試行
  - 3月 「技術開発推進計画2005」を策定

- 4月 下水道サポーター制度の設置
- 4月 下水道台帳のインターネット公開
- 4月 清瀬水再生センターで、「清瀬下宿ビオトープ公園」が開園
- 4月 みやぎ水再生センター東系処理施設の運転開始
- 4月 神谷ポンプ所の運転開始
- 4月 北部第二管理事務所北出張所を東京都下 水道サービス㈱に業務委託
- 5月 単体ディスポーザの設置禁止(下水道条 例施行規定の改正)
- 6月 森ヶ崎水再生センターにおいて、小水力 発電事業を開始
- 12月 改定 I S O 1 4 O O O 規格で認証取得を 更新
- 12月 「経営・環境レポート2005」を公表 18年 3月 多摩川流域の計画処理区域を変更し、奥 多摩町一部を計画区域に編入
  - 3月 檜原村までのあきる野幹線延伸が全線完成(7月、檜原村公共下水道共用開始)
  - 3月 ダイエットレシピ作成
  - 4月 工事業種の電子入札(本局発注案件)を 実施
  - 4月 多摩川上流・八王子水再生センター間連 絡管の運用開始
  - 4月 東品川ポンプ所の運転開始
  - 4月 南砂雨水調整池の運転開始 公共施設、 集合住宅と合築
  - 6月 中川・綾瀬川圏域の浸水予想区域図作成 これにより区部の浸水予想区域図が全て完成
  - 10月 芝浦水再生センター下水熱利用事業開始
- 19年 2月 「経営計画2007」策定
  - 3月 和田ポンプ施設完成
  - 4月 電子入札の実施範囲拡大(競争入札案件 のうち、工事業種の本局、事業所発注全件、物 品業種の本局発注全件、事業所発注一部案件)
  - 7月 ダイエットレシピコンテスト開催 公募によりメニュー拡大
  - 8月 永田町及び霞が関地区へ再生水の供給開始
  - 11月 北多摩一号水再生センターの焼却灰を利 用した無焼成ブロックの製造を開始
  - 11月 東部スラッジプラント汚泥炭化施設の運 転開始
  - 12月 旧三河島汚水処分場喞筒 (ポンプ) 場施 設が重要文化財に指定
- 20年 4月 組織再編により管理事務所と建設事務所

- が廃止され、8下水道事務所、1基幹施設再構築 事務所体制となる
- 4月 電子入札の本格実施(工事業種、物品業種の本局、事業所発注全件(原則として))
- 7月 下水道技術研究開発センターが砂町水再 生センター内に完成
- 7月 「技術開発推進計画2008」策定
- 11月 東品川地区へ再生水の供給開始
- 21年 5月 多摩川上流水再生センターで下水汚泥と 木質系バイオマスの混合焼却施設の稼働
  - 7月 奥多摩町流域下水道へ編入
- 22年 2月 「経営計画2010」策定
  - 2月 「アースプラン2010」策定
  - 4月 上馬雨水調整池完成
  - 4月 葛西水再生センター太陽光発電設備稼働
  - 6月 ドイツ企業と水面制御装置に関するライセンス契約締結
  - 7月 韓国企業と水面制御装置に関するライセンス契約締結
  - 7月 清瀬水再生センター汚泥ガス化炉稼働
- 23年 3月 東北地方太平洋沖地震発生 水再生セン ター等 8 施設で一部破損等の被害、下水道管 12kmで液状化
  - 3月 東日本大震災に伴う下水道施設災害復旧 のため支援隊を宮城県仙台市、千葉県浦安市へ 派遣
  - 3月 晴海ポンプ所完成
  - 4月 組織の改正と事務所所管区域の変更
  - 4月 東日本大震災に伴う下水道施設災害復旧 のため支援隊を千葉県香取市へ派遣
  - 6月 東日本大震災に伴う下水道施設災害復旧 のため宮城県へ 地方自治法に基づく職員派遣 開始(十木職2名)
  - 7月 同上(設備職2名)